

令和4年度警察官B募集!

令和4年度警察官B(高校卒業程度)採用共同試験・大分県警察官B(女性)(高校卒業程度)採用試験の実施について

1 試験種類等

採用試験種類	試験区分	公募数
警察官B(高校卒業程度)採用共同試験	一般	29名
大分県警察官B(高校卒業程度・女性)試験	一般	15名

2 受験資格等 ※必ず、受験案内で確認してください。

- (1) 年齢
平成元年4月2日から平成17年4月1日に生まれた者
- (2) 女性採用予定人数の拡大
女性の採用予定人数が過去最多となっています。
- (3) その他
語学や簿記、情報処理、武道(柔道・剣道)の有資格者に、第1次試験で一定点を加点する資格加点制度を設けています。

3 受験申込受付期間

- (1) 申込受付方法
インターネット申込みのみ
(※詳しくは受験案内を確認)
- (2) 受付期間
令和4年7月25日(月)から令和4年8月18日(木)まで
(※受付期間中に正常に到達したものに限り受付)

4 第1次試験

日 時 令和4年9月18日(日)
試験会場 大分県立大分鶴崎高等学校

5 受験案内の配布場所

- ・大分県警察本部警務課採用係及び大分県内の各警察署等
- ・大分県人事委員会事務局及び大分県内の各振興局等

【お問い合わせ先】

大分県警察本部警務課採用係
フリーダイヤル 0120-204-110
代表 097-536-2131(内線2664、2665)

夏真っ盛りで暑い日が続いています。開放的な季節で玄関や窓を開けて過ごすことも多いかと思いますが、出掛ける際には必ず戸締まり、鍵掛けを忘れないで下さい。また、夏休みで行楽は楽しみですが、山岳遭難、川や海での水難事故には十分気をつけて下さい。

杵築日出警察だより

令和4年
8月号

発行
杵築日出警察署
☎0977-72-2131

子供の交通事故防止

ドライバーの皆さんへ

- 夏休みになり、子供達の行動範囲が広がります。歩行中の子供を見かけたら、まず減速、その動きに注意し、間隔を十分にとり通過しましょう!
- 住宅街を運転する際は、速度を落とし、特に塀などで敷地内の様子が確認しづらい場所では徐行するなどして、子供の飛び出しなどに備えましょう!

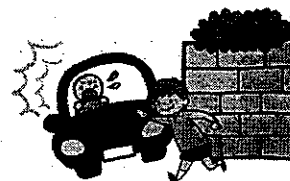
自転車利用者の皆さんへ

- 歩道を通行するときは歩行者優先を徹底しましょう!
- 無灯火運転、二人乗り、傘差し、携帯電話使用及びヘッドホンで音楽を聴くなどの行為は禁止されているので、絶対にやめましょう。
- 令和3年4月に大分県自転車条例が施行されました。自転車利用中は、ヘルメットなどの着用をお願いします。また、万が一の時に備えて損害賠償責任保険に加入しましょう。

地域・家庭では

- 子供たちに
「道路を渡るときは横断歩道を渡ること」
「道路に飛び出さないこと」
「左右の安全確認をすること」

など、具体的に道路での危険な行動や交通ルール・マナーについて繰り返し教え、「自分の命は自分で守る」ことを身に付けさせましょう。



特殊詐欺に注意!

大分県では、防犯協会や市職員、介護施設施設長等、警察官などから、電話で多額の金銭を要求する詐欺被害が相次いで発生しています。被害者の中には、金銭を振り込まざるを得ない状況に陥る方もいます。また、詐欺被害に遭った場合、被害者の個人情報や家族の連絡先などが漏れる可能性があります。家族で話し合ってお金を振り込まないでください。また、詐欺被害に遭った場合は、警察に相談してください。

暴力団排除活動の推進について

今回は、暴力団排除活動について説明します。

暴力団は、常に市民生活に目を向け、合法・非合法を問わず、資金獲得の機会を探しています。残念ながら、一部の県民や事業者の中には暴力団に加担、お金を提供している人がいるのも事実です。このような現状を踏まえ、大分県では平成23年に暴力団排除条例が施行されるなど、社会から暴力団を排除するための条例の整備が行われました。

また、平成30年には、県警が中心となり、暴力団の主要な資金源である歓楽街におけるみかじめ料等の不当要求を拒否することを目的とした「みかじめ料お断り同盟」が結成されるなど暴力団排除に向けた活動が活発に行われています。

1 暴力団排除条例の目的

暴力団排除条例は、県民・事業者・県・市町村・警察が一体となって、暴力団排除を推進し、県民の安全で平穏な生活を確保することや社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として平成23年に施行されました。

2 暴力団排除条例の基本理念

- (1) 暴力団を利用しない
- (2) 暴力団と協力しない
- (3) 暴力団と交際しない

3 「みかじめ料お断り同盟」の結成

「みかじめ料お断り同盟」とは、歓楽街において、暴力団にとって最大にして安定した資金源であるみかじめ料等の不当な支払いを拒否することによって、暴力団のいない安全で安心な街づくりを目指すことを目的に結成され、同盟加入者に対し警察、大分県暴力追放運動推進センター、弁護士会等で構成する支援組織でバックアップしていくというものです。

4 「みかじめ料お断り同盟」の主な取組み

- (1) みかじめ料の実態把握（アンケート調査の実施）
- (2) 同盟の入会勧誘活動（令和4年5月末現在：771店舗加入）
- (3) 加入者に対し会員証（みかじめ料拒否、暴力団の入店拒否ステッカー）の配布 等

～地域、企業、行政、警察がスクラムを組み、暴力団に屈しないという強い気持ちで暴力団排除へのご協力をお願いいたします。～